

## 承認第3号

### 斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和5年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、令和5年4月1日から施行される内容に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 改正内容

（1）法令の改正による条文整理等所要の改正

#### 2. 施行期日等

（1）施行期日

令和5年4月1日から施行します。

（2）経過措置

別項に定めるものを除き、この条例による改正後の斑鳩町都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例によります。